R8.10.15 版

（案）

東広島市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和●年●月

東広島市

はじめに

令和２（2020）年１月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなりました。

この未曽有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、市民はもとより、行政、医療関係者、事業者等、社会全体で取組が進められましたが、事前準備が不十分であり、様々な課題が浮き彫りになりました。

今般の東広島市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものです。
どのようなパンデミックにも対応できるよう、平時において基盤的な対策を推進し、底上げを行うことにより、感染症有事対応の方針を定めておくことが重要です。

感染症危機に当たっては、全ての市民が様々な立場や場面で、当事者として向き合うこととなるため、市行動計画は、平時有事一貫して読んでもらい、同じ認識で対応できるよう、新型コロナ対応の振り返りを含め、図表を交えながら、分かりやすく、本市の対応策を整理しています。

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していきます。

【目次】

第１章　市行動計画について - 4 -

１　市行動計画改定の趣旨 - 4 -

２　感染症危機を取り巻く状況 - 5 -

３　広島県内における行動計画の位置付けと対象となる感染症 - 6 -

４　基本理念 - 8 -

５　目指す姿 - 8 -

６　市行動計画改定の基本 - 9 -

７　新型コロナウイルス感染症対応の振り返り - 9 -

第２章　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 - 13 -

１　基本的な戦略 - 13 -

２　基本的な考え方 - 14 -

３　新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 - 19 -

４　新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担 - 22 -

５　市行動計画における施策体系 - 26 -

６　市行動計画の実効性を確保するための取組等 - 30 -

第３章　新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 - 31 -

１　実施体制 - 31 -

１－１　準備期 - 31 -

１－２　初動期 - 32 -

１－３　対応期 - 34 -

２　情報提供・共有、リスクコミュニケーション - 39 -

２－１　準備期 - 39 -

２－２　初動期 - 43 -

２－３　対応期 - 45 -

３　まん延防止 - 48 -

３－１　準備期 - 48 -

３－２　初動期 - 48 -

３－３　対応期 - 49 -

４　ワクチン - 54 -

４－１　準備期 - 54 -

４－２　初動期 - 59 -

４－３　対応期 - 62 -

５　医療 - 67 -

５－１　準備期 - 67 -

５－２　初動期 - 67 -

５－３　対応期 - 68 -

６　保健 - 69 -

６－１　準備期 - 69 -

６－２　初動期 - 71 -

６－３　対応期 - 72 -

７　物資 - 74 -

７－１　準備期 - 74 -

７－２　初動期 - 74 -

７－３　対応期 - 75 -

８　市民生活及び市民経済の安定の確保 - 76 -

８－１　準備期 - 76 -

８－２　初動期 - 78 -

８－３　対応期 - 79 -

参考資料 - 84 -

用語集 - 84 -

東広島市新型インフルエンザ等対策本部条例 - 89 -

第１章　市行動計画について

１　市行動計画改定の趣旨

本市では、平成 21（2009）年に豚インフルエンザ（インフルエンザＡ／Ｈ１Ｎ１）の感染者が確認され全国にまん延する傾向にあることを受け、同年９月に「東広島市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。

そして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24（2012）年法律第 31 号。以下「特措法」という。）に基づき、平成 25（2013）年３月に「東広島市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、体制を整備しつつ、新型インフルエンザ等の対策を進めてまいりました。平成 27（2015）年８月には「東広島市新型インフルエンザ対策行動計画」を全面的に見直し、「東広島市新型インフルエンザ等対策行動計画」に改定しました。

今般、令和６（2024）年に改定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び令和７（2025）年に改定された広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を基本として、感染症危機に際して次の有事でより万全に対応できるよう、令和元（2019）年に発生した新型コロナ対応で明らかとなった課題等を踏まえて、市行動計画を全面改定します。

２　感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。

さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

これまでも、重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには、令和２（2020）年以降、新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっています。

引き続き、世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があります。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能です。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要です。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定されます。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められます。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点です。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもあります。

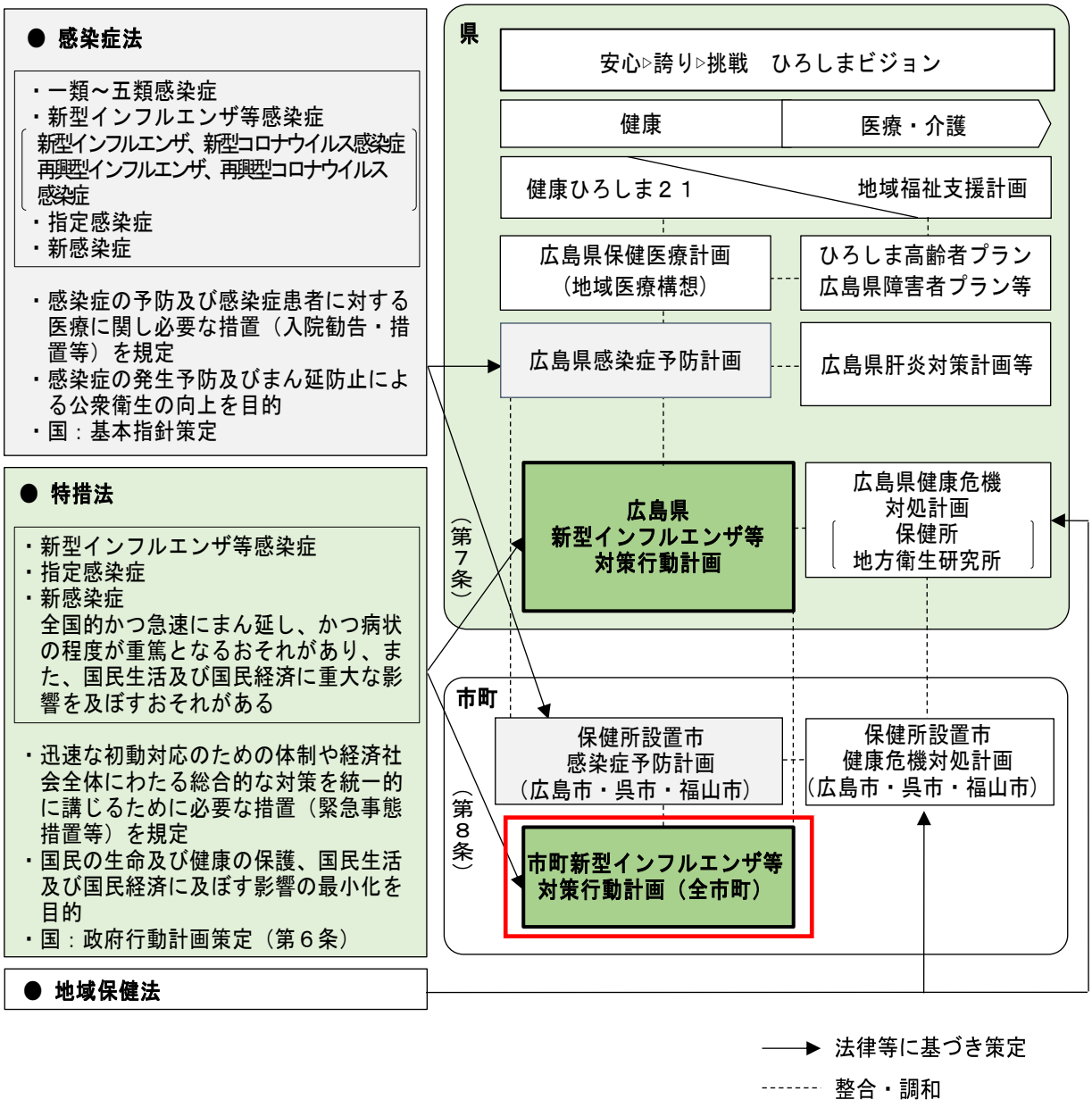
こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要です。

３　広島県内における行動計画の位置付けと対象となる感染症

県行動計画は、特措法に基づき策定したものであり、広島県の最上位計画である「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョン」及び感染症予防施策等の基本となる「広島県感染症予防計画（第５版）」「広島県保健医療計画」「保健所設置市感染症予防計画」（以下、広島県感染症予防計画等という。）等の関連計画との整合・調和を図りつつ、感染症危機において適切な対応を行うための様々な対策が示されています。

市行動計画は、同じく特措法に基づき、県行動計画との整合性を踏まえて策定します。

図表１　県内における行動計画の位置付け

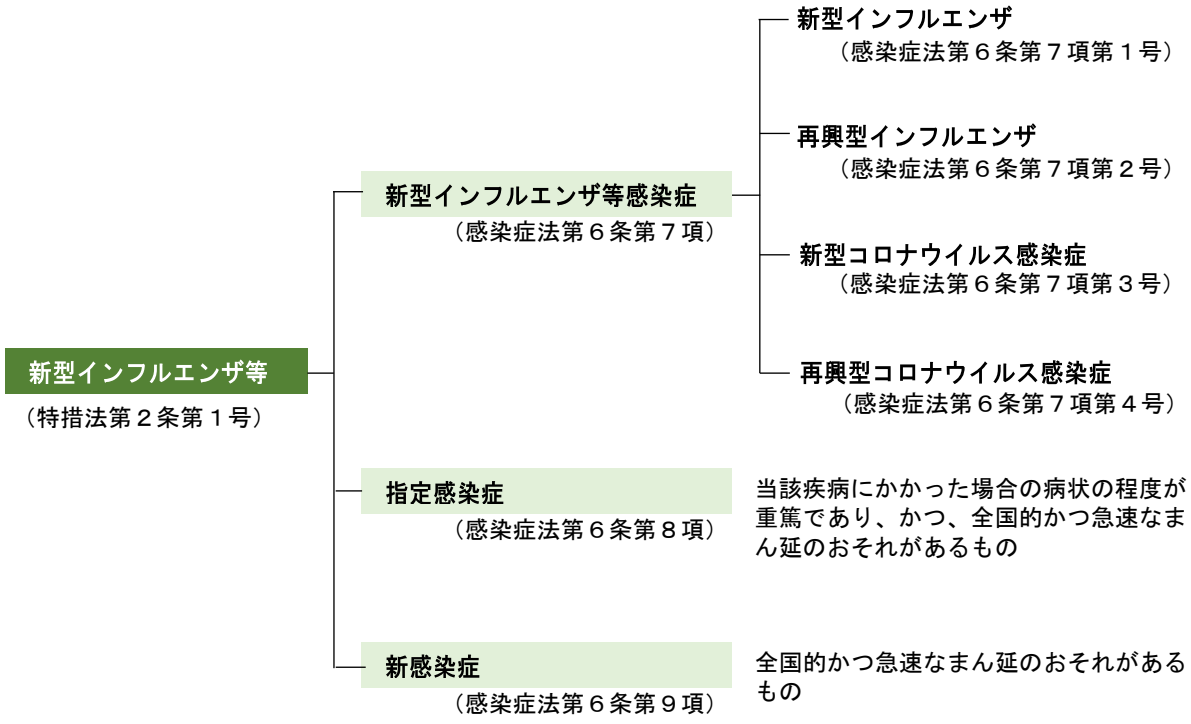


特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10（1998）年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、図表２に示す感染症です。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念されます。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

図表２　県（市）行動計画の対象となる感染症



４　基本理念

市行動計画は、県行動計画を踏まえて定める必要があることから、基本理念についても県行動計画との整合を図ることとし、この計画の基本理念を次のとおりとします。

新型インフルエンザ等が発生しても、
全ての市民が安心して暮らすことができる社会を実現します。

５　目指す姿

新型コロナ対応では、感染症危機が、市民の生命・健康だけでなく、経済・社会生活にも大きな脅威となり、全ての市民が当事者として向き合い、社会全体で取り組まなければ対策の効果が期待されるものではないことを浮き彫りにしました。

次なる感染症危機は、将来必ず到来すると考えられ、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す必要があります。

- **新型インフルエンザ等のまん延時においても、十分な検査、診療及び療養体制が確保されるとともに、訓練等を通じて感染症危機に対応できる平時からの体制作りが充実しています。**
- **感染症危機に当たっては、市民の理解・協力を得て、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策が実施され、市民生活及び社会経済活動への影響が軽減されています。**
- **感染症危機に際しても、偏見・差別及び社会の分断が生じないよう、基本的人権が尊重されています。**

６　市行動計画改定の基本

政府行動計画は、平成 25（2013）年に特措法に基づき策定され、国・県・市町が感染症対策を進める際の基本的枠組みを示すものとして整備されました。その後、新型コロナの経験と関連法令の見直しを踏まえ、令和６（2024）年に改定され、未知の呼吸器感染症にも対応できる社会づくりを目指す内容へと拡充されました。これを受け、広島県も県行動計画を改定し、県全体の危機管理体制を再構築しています。

市町村行動計画は、地域の実情に応じた感染症対策を体系的に整理することが求められます。東広島市においても、新型コロナ対応で得られた教訓を踏まえ、平時の備え、初動対応、医療提供体制の確保、情報発信など、市民生活と社会機能を守るための実効性ある計画づくりのため、国と県の行動計画を踏まえて、市行動計画を改定します。

また、国は、科学的知見や訓練結果を踏まえ、政府行動計画を継続的に見直すこととしており、市町もこれに合わせて計画の改定を行う必要があります。東広島市としても、国・県の動向を的確に把握し、必要に応じて行動計画を適時改定しながら、感染症危機に強い地域体制の維持・強化を図っていきます。

７　新型コロナウイルス感染症対応の振り返り

（１）新型コロナ発生と社会への影響

令和元（2019）年 12 月に中国・武漢市で確認された新型コロナは、令和２（2020）年１月に国内でも感染が確認され、全国的に急速に拡大しました。この間、感染症のまん延は市民生活、地域経済、行政運営のあらゆる場面に影響を及ぼし、社会全体での対応が求められる状況となりました。

（２）東広島市における対策本部の設置と対応

東広島市では、国の緊急事態宣言や県の対策本部設置等の動きを受け、令和２（2020）年４月に市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しました。以降、感染状況やウイルスの特性変化に応じ、医療資材の確保・支給、ワクチン接種体制の構築、自宅療養者への食糧支給の拡充、施設の利用制限など多岐にわたる対策を実施しました。

（３）5 類移行と対策本部の廃止

国内での感染確認から３年余を経た令和５（2023）年５月８日、新型コロナは感染症法上の 5 類感染症となり、国・県・市の対策本部が廃止されました。これにより、行政による強い行動要請や特措法に基づく措置は終息し、平時体制への移行が進みました。

（４）顕在化した課題と教訓

令和２（2020）年からの新型コロナの感染拡大は、市民の生命・健康のみならず、経済活動や社会生活にも甚大な影響を及ぼし、地域社会全体が当事者として危機に向き合う必要性が明らかとなりました。

令和５（2023）年 12 月に国の新型インフルエンザ等対策推進会議において整理された、新型コロナ対応で顕在化した３つの主な課題（①平時の備えの不足、②変化する状況への対応の課題、③情報発信の課題）は、市民・事業者・医療機関・行政が一体で取り組む体制の重要性や、情報発信・意思決定の迅速性、各種支援策の実施、保健体制の強化など、市民に最も近い行政として優先的に取り組むべき重要な課題であるとの認識を深める結果となりました。また、本市においても図表３のように多くの課題が顕在化しました。

図表３　東広島市における新型コロナ対応時の課題

①平時の備えの不足

項目	課題内容	計画反映箇所
備品、医療資材の確保調達	マスク、防護衣、消毒液等の医療資材の確保が困難。休日診療所における解熱剤が不足。	第 3 章 7.7-1.(2).ｱ 感染症対策物資等の備蓄等
医療提供体制	二次救急病院の中核である東広島医療センターにおける軽症者や回復期患者の転院に関する事前の取り決めがなされていなかった。	第 3 章 5.5-1.(1) 有事における医療提供体制の確保
保健所との情報連携	保健所からの感染者に関する情報（保育所、学校、介護施設等、感染者の属性情報）を提供してもらうための法令やルールが整備されておらず、情報が得られない。	第 3 章 6.6-1.(2).ｳ 連携体制の構築
市職員感染時の対応	市職員感染時の公表、事務室の消毒方法の仕組みの構築ができていなかった。	第 3 章 8.8-3.(2).ｳ 市役所機能の維持

②変化する状況への対応

項目	課題内容	計画反映箇所
集団接種の実施	集団接種の会場、従事者の確保が困難	第 3 章 4.4-1.(2).ｴ 接種体制の構築
ワクチン接種予約受付	コールセンターのパンク、窓口対応の混雑	第 3 章 4.4-2.(2).ｳC 接種体制
市民への周知	ワクチン接種に係る国の決定時期の遅れ等を原因とする市民への周知案内の遅れ	第 3 章 4.4-1.(2).ｴ 接種体制の構築
ワクチンの医療機関への分配	ワクチン供給量が予測できないことによるワクチン接種計画の策定の遅れ	第 3 章 4.4-2.(2).ｱ 接種体制の構築
大雨警報等の避難指示発令時の対応	感染者や濃厚接触者の避難場所の確保や分離	第 2 章.3.(6) 感染症危機下の災害対応
休日診療所における発熱患者への検査対応	医師やスタッフが日ごとに代わるため、診療方針の共有が困難	第 3 章 5.5-3.ｲ 休日診療所の診療体制
治癒証明等の発行	私立保育所等から治癒証明を求められる事例が多く、医療がひっ迫した際において医療機関の負担となった	第 3 章 5.5-1.(2).ｳ 治癒証明書の取扱い
保健所への市職員の派遣協力	保健師が、自宅療養者の健康状態の把握や健康相談を実施したが、対応に時間を要する。	第 3 章 6.6-1.(2).ｲ (ｱ) 体制の整備
公共施設の利用制限	公共施設の利用制限の実施に当たり、フェーズごとの制限の判断が困難	第 3 章 3.3-3.(2) まん延防止対策の内容
学校における感染者発生時の対応及び感染防止対策	・感染者報告、学級閉鎖判断、消毒対応など多岐にわたる調整を要し､教職員への負担が極端に増大 ・学校行事の縮減、学習活動の制約など ・マスクの長時間着用に対する健康、心理面への懸念	第 3 章 3.3-3.(2) まん延防止対策の内容

③情報発信

項目	課題内容	計画反映箇所
事業者等への情報提供	発生状況等の情報提供や注意喚起、協力要請などに際し、情報伝達手段が整備されておらずタイムラグが発生した。	第 3 章 4.4-1.(2).ｵ 情報提供・共有

（５）今後に向けた備えの重要性

新型コロナ対応は終結したわけではなく、次なる感染症危機は必ず到来するとの認識が必要です。本市としては、今回得られた教訓や顕在化した課題を踏まえ、平時からの準備、行政体制の強化、医療機関との連携、多様なリスクに対応できる危機管理体制を構築していきます。

第２章　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

１　基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難で、その発生自体を阻止することも不可能であり、病原性が高くまん延のおそれのあるものが発生すれば、市民の生命・健康や市民生活・経済にも大きな影響を与えかねません。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くがり患するおそれがあり、患者の発生が一定の期間に偏った場合、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の２点を基本的な戦略として対策を講じていく必要があります。

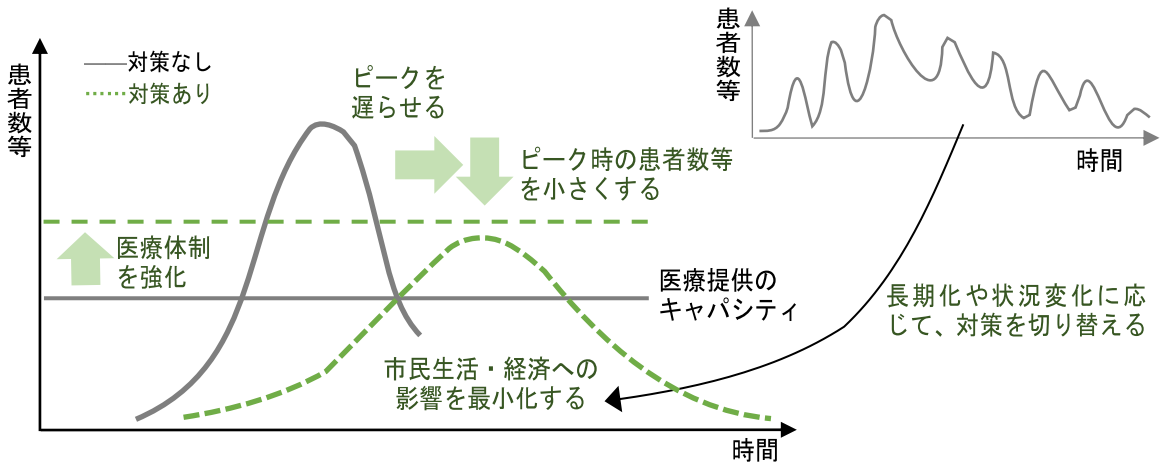
（１）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、県による医療提供体制の整備や、国の主導によるワクチン製造等のための時間を確保します。
- 流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制を強化し、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- 県による医療提供体制の整備に協力し、重症者数や死亡者数を減らします。

（２）市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減します。
- 市民生活及び市民経済の安定を確保します。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
- 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

図表４　新型インフルエンザ等対策の概念図



２　基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。

過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

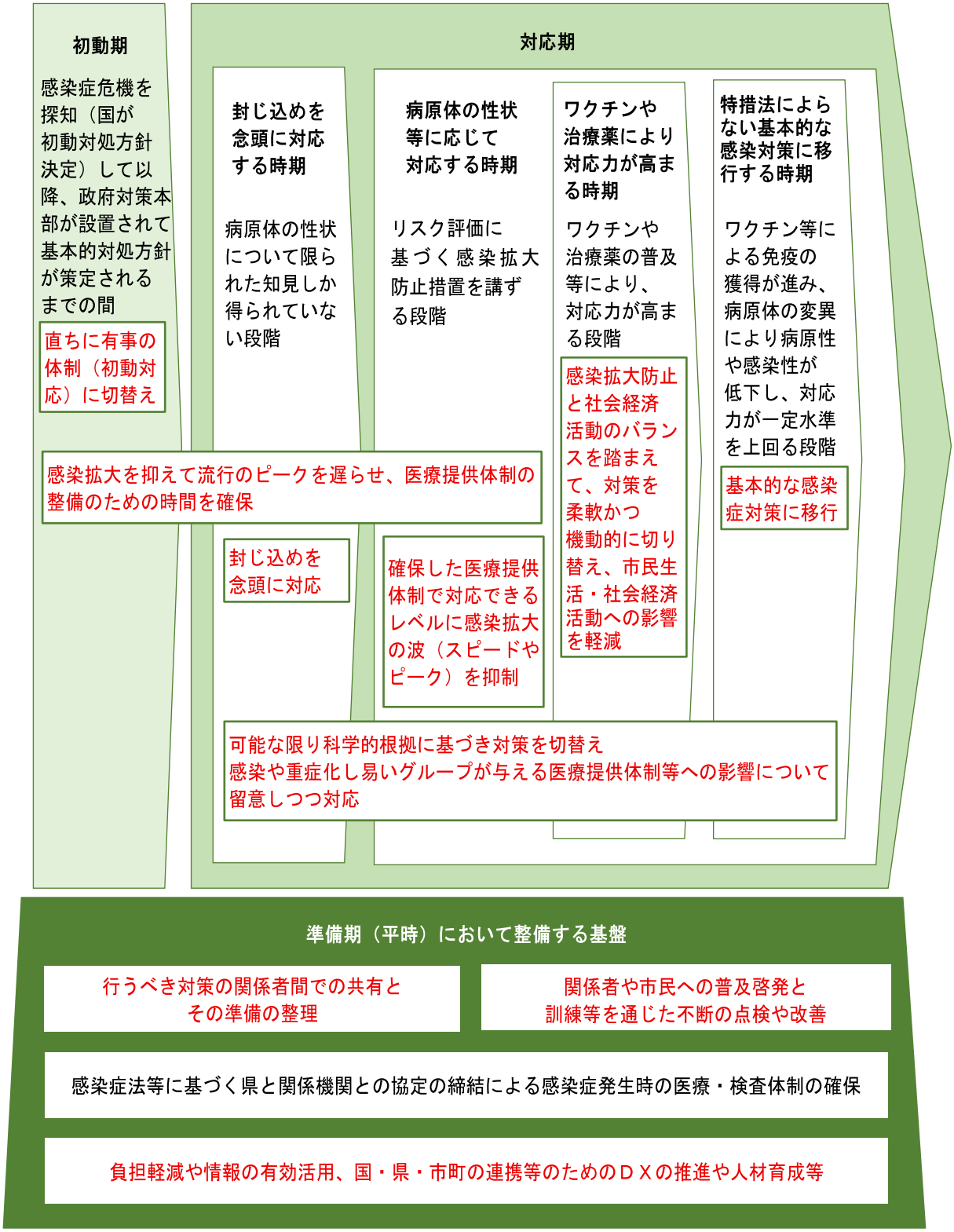
このため、市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や、病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定としつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の基本方針を示します。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の各対策項目について、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とします。

その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては、第３章「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で、具体的な対策内容を記載しています。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画に基づき対策を決定し、実施していきます。

図表５　広島県における新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方



※赤字の箇所：本市の取組みに関係する箇所

【準備期】

感染症危機への対応には、平時から体制作りを周到に行い、有事の基盤とすることが重要です。

このため、次のアからエまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とします。

ア　新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行います。

イ　初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、新型コロナ対応時の経験を踏まえつつも、未知の感染症が発生した場合も想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進めます。

ウ　関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等、特に重症化リスクが高い高齢者に関連する施設等に持ってもらうための普及啓発活動を行うとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、平時からの定期的な庁内連携訓練や医師会等を通じた医療機関との情報連携の確認等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行います。

エ　リスクコミュニケーション等の備え

平時からホームページやＳＮＳ等を活用して、新型インフルエンザ等対策の周知を行います。また、有事の際に起こり得る、偽・誤情報の流布や SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じないよう、県と協力しながら啓発を行います。

【初動期】

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の急速なまん延及びそのおそれのある事態を国が探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間は、国により感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにされることを踏まえつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、東広島市新型インフルエンザ等対策連絡調整部会の設置を検討し、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

【対応期】

対応期については、さらに次の時期に区分します。

- 封じ込めを念頭に対応する時期
- 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

【対応期：封じ込めを念頭に対応する時期】

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）から得られる情報等も考慮しつつ、まず、県は、病原性や感染性が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染したリスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行います。

県は、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じ、流行状況の早期の収束を目標として対応します（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。また、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとします。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小や中止を図る等の見直しを行うこととします。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、次のように区分します。

【対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期】

感染の封じ込めが困難で県内で感染が拡大した場合、県は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間、複数の感染の波への対応、対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討します。

【対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期】

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まるため、国・県は、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえて、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替えます（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮します。）。

また、ワクチン及び治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、「対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定されます。

【対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期】

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行します。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第３章「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要となる対策を定めます。

３　新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、国、県、市町又は指定地方公共機関と連携協力し、次の点に留意しながら、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。

（１）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保すること、そして市民の理解と協力が重要です。

このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及し、子どもを含め、様々な年代の市民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要です。

県から提供される取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにします。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容と、国・県から提供される科学的根拠を分かりやすく発信し、説明します。

（２）基本的人権の尊重

市が新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとします。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、及び医療関係者をはじめ、介護の従事者、物流・運輸の職員などのエッセンシャルワーカーに対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意します。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組みます。

（３）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意します。

（４）関係機関相互の連携協力の確保

市は、県と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を推進します。

新型インフルエンザ等対策に関する調整について、必要に応じて市から県に対して要請します。

（５）高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等で必要となる医療提供体制等について、平時から必要に応じて県との連携を図りながら、有事に備えた準備を行います。

（６）感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、東広島市危機管理基本方針等に基づき、平時から防災備蓄を進めます。また、避難所施設の確保等や、避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進めます。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化（感染者や濃厚接触者の避難場所の分離や確保等）や、情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

（７）その他様々な対応

新型コロナ対応時においては、初動期において感染拡大を抑えるため、濃厚接触者を対象としたＰＣＲ検査を市営で実施するなど、本市独自の対応を実施しました。また、企業がワクチン接種を職域単位で行う職域接種は、事業所の所在地で実施することから市外居住者も含まれていることの事務対応について課題がありました。

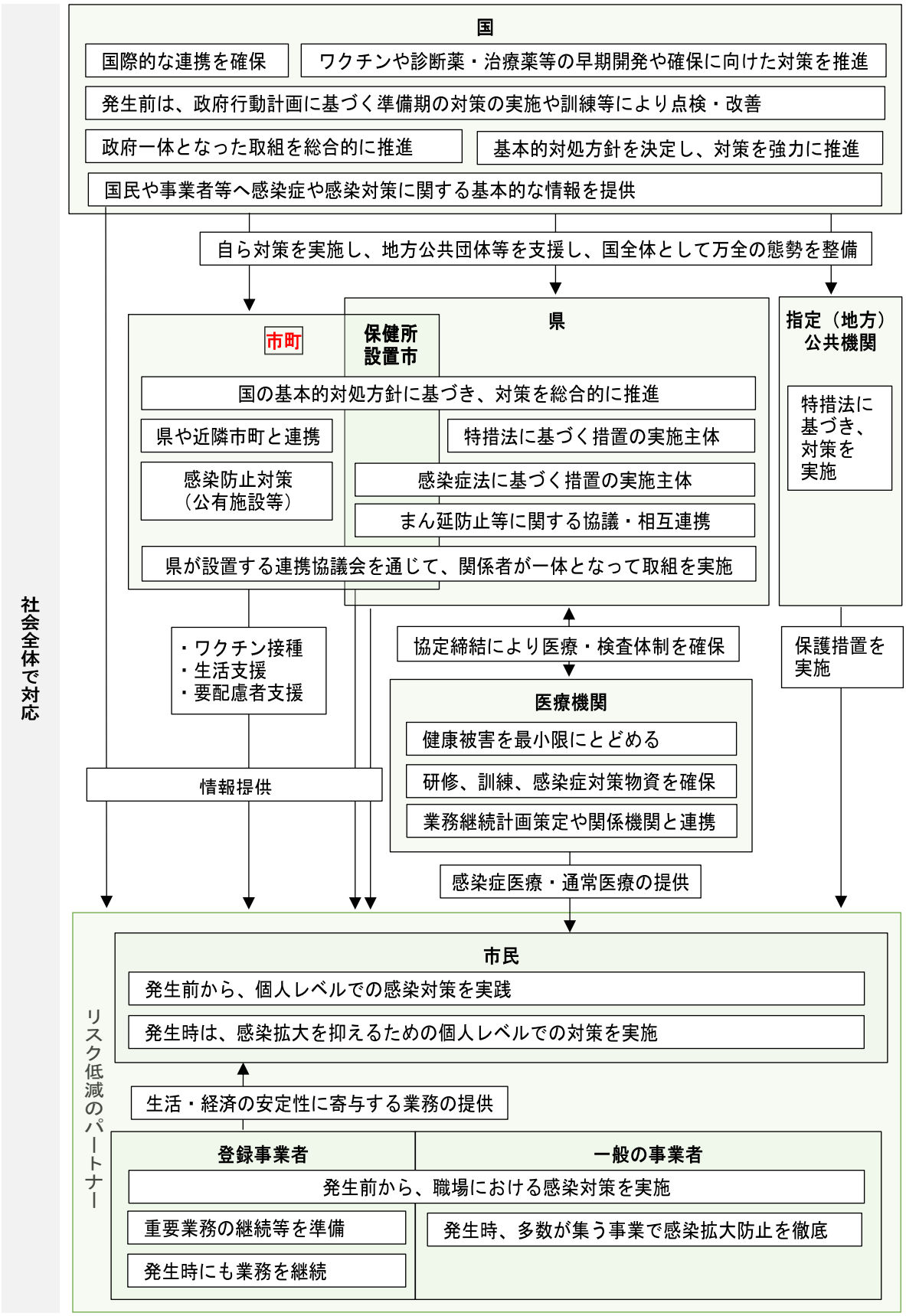
次なる感染症危機においても、その対応に当たり、様々な課題や、本市独自の対応を要する事案が生じることが想定されますが、市行動計画に基づき、国・県、医師会等の関係機関と連携し、状況の変化に応じて柔軟に対応することとします。

（８）記録の作成や保存

新型インフルエンザ等の発生に伴い設置した市連絡調整部会や市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

４　新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

図表６　新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担



国や地方公共団体等の役割については、国及び県の行動計画において、次のように示されています。

国の行動計画：新型インフルエンザ等対策政府行動計画　（令和６年７月改定）
県の行動計画：広島県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和７年３月改定）

（１）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

また、国は、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組みます。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び同会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

（２）地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められます。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、外来医療機関（発熱外来等）、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される広島県感染症対策連携協議会等を通じ、広島県感染症予防計画等について協議を行うことが重要です。また、同予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図ります。

【市町】

市町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図ります。

（３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び広島県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来等、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

（４）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

（５）登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます。

（６）一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

（７）市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

５　市行動計画における施策体系

※本市が取り組む対策項目は８項目…①④⑥⑦⑧⑪⑫⑬

図表７　県行動計画の対策項目と横断的視点

対策項目	理念・目的	主な取組
①実施体制	感染症危機は社会全体の危機管理の問題として一丸となって取り組む	・多様な主体が相互に連携 ・人材育成や訓練により対応力を強化
②情報収集・分析	感染症に関するデータを施策上の意思決定や実務上の判断に資する	・国とコミュニケーションを図る際や感染リスクを発信する際にデータを活用
③サーベイランス	感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげる	・発生の早期探知や動向把握、リスク評価を実施
④情報提供・共有 ﾘｽｸｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	市民が適切に判断・行動できるようにする	・リスク情報とその見方の共有等を実施 ・平時からの備えの機運を維持
⑤水際対策	病原体の国内侵入や感染拡大のスピードを遅らせる検疫と連携する	・検疫措置者の入院先の調整や居宅等待機者の健康監視を連携して実施
⑥まん延防止	治療を要する患者数を医療提供体制の対応可能な範囲内に収める	・必要最小限として迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を要請・実施
⑦ワクチン	個人の感染・発症・重症化を防ぐとともに、入院患者数や重症者数を抑える	・市町や医療機関、事業者、関係団体と接種体制を準備し、有事に接種を実施
⑧医療	感染症医療と通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続する	・県と医療機関の協定により体制を確保し、状況変化にも機動的かつ柔軟に対応
⑨治療薬・治療法	治療薬・治療法を必要な患者に公平に届ける	・治療薬を円滑に流通させる体制を確保、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄
⑩検査	早期発見によるまん延防止や患者を早期治療につなげる、流行実態を把握する	・発生直後より早期の検査立ち上げ、必要な者に適時の検査を実施
⑪保健	感染症危機時の中核として、市民の生命・健康を守る	・疫学調査、健康観察、生活支援等を実施・優先業務の整理や業務効率化を実施
⑫物資	感染症対策物資等の不足による医療・検査等の滞りを防ぐ	・個人防護具を備蓄するとともに、協定締結医療機関での備蓄を推進
⑬市民生活・市民経済の安定の確保	市民生活・社会経済活動の安定を確保する	・平時に事業継続等のための準備を行い、有事に影響緩和のための支援等を実施

横断的視点：人材育成／国・保健所設置市・その他市町との連携／デジタル・トランスフォーメーションの推進

【感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する】
【市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする】

（１）市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものです。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市において分かりやすく、取り組みやすいようにするため、（２）に掲げる８項目を市行動計画の主な対策項目とします。（**国・県が掲げる 13 項目の対策項目のうち、市が取り組むこととなる対策項目は８項目となります。**）

（２）対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である８項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。そのため、次に示すそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要です。

対策項目①　実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、社会全体の危機管理の問題として取り組む必要があります。国、地方公共団体、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要があります。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備をもとに、迅速な情報収集を行い、的確な施策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

対策項目④　情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、市は、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた国・県からの正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等との情報共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

対策項目⑥　まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とします。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要です。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策です。

このため、県は、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等を含め、強度の高い措置を行います。

市は、国・県の措置を踏まえながら、まん延防止対策を実施します。

対策項目⑦　ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。そのため、市は、県や医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法（接種順位・会場、医療従事者の確保、接種器具の調達等）について準備をしておく必要があります。

新型インフルエンザ等発生時のワクチンの接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行います。

対策項目⑧　医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、市民の健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

感染症危機には、県が中心となり、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に的確に対応することで、市民の生命及び健康を守ります。

対策項目⑪　保健

県は、新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、県民の生命及び健康を保護する必要があります。

市は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、県の要請に応じて、必要がある場合は県が実施する健康観察等に協力します。

対策項目⑫　物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。このため、県は感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要です。

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況を確認します。（備蓄方針については別に定めるものとします。）

対策項目⑬　市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、県及び市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民に必要な準備を行うことを勧奨します。

６　市行動計画の実効性を確保するための取組等

（１）新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

市行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠です。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものです。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要です。

これまでの新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、市職員の訓練や研修、市民への啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図ります。

（２）実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまります。市職員の訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要です。市は、情報連携訓練の実施やそれに基づく点検や改善に継続的に取り組みます。

（３）市行動計画の見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画等の関連文書について、必要な見直しを行うことが重要です。

国・県による定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況や、政府行動計画・県行動計画の改定を踏まえ、おおむね６年ごとに市行動計画の改定について必要な検討を行うものとします。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症に係る実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験をもとに市行動計画の見直しを行います。

第３章　新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

１　実施体制

１－１　準備期

（１）目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要です。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化します。

（２）所要の対応

ア　行動計画等の作成・見直し

市は、市行動計画を作成するとともに、必要に応じ、変更します。また、市行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます。（軽微な変更である場合を除く。）

（医療保健課、全庁）

イ　実践的な訓練の実施

市は、市行動計画の内容を踏まえ、市職員に対し、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

（医療保健課、全庁）

ウ　体制整備・強化

市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、市の業務継続計画を作成し、必要に応じて変更します。　（医療保健課、全庁）

エ　関係機関との連携強化

（ア）　国、県、市町及び指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの組織内における情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。　（医療保健課、全庁）

（イ）　地区医師会や薬剤師会、歯科医師会等と連携して、新型インフルエンザ等の発生時に適切な対処ができるよう、連絡体制を整備し、情報の共有を図ります。

（医療保健課、全庁）

１－２　初動期

（１） 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、県が警戒本部を設置した場合において、東広島市新型インフルエンザ等対策連絡調整部会（以下「連絡調整部会」という。）の設置を検討します。

連絡調整部会の設置については、県内又は市内における新型インフルエンザ等の発生状況等を踏まえて判断することとします。連絡調整部会の設置により、市における対策の実施体制を強化するとともに、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

（２）所要の対応

ア　新型インフルエンザ等の発生時（疑いを含む）の体制整備

図表８　新型インフルエンザ等発生時の体制

<table>
<tr><th>国の動き</th><th>発生の早期探知
体制整備</th><th>疑い例の情報収集
・リスク評価開始</th><th>初動対処方針決定</th><th>基本的対処方針策定
政府対策本部設置</th></tr>
<tr><td rowspan="3">県の危機管理体制等</td><td>平時</td><td>注意体制</td><td>警戒体制</td><td>非常体制</td></tr>
<tr><td colspan="2">国・JIHS から情報収集</td><td rowspan="2">警戒本部設置
（本部長：健康福祉局長）</td><td rowspan="2">対策本部設置
（本部長：知事）

全庁体制へ移行

県対処方針策定

準備期に指定していた関係人員を柔軟に一か所に集約</td></tr>
<tr><td colspan="2">広島県感染症対策連絡会議</td></tr>
<tr><td>市の危機管理体制等</td><td colspan="2">県から情報収集</td><td>（県が警戒本部設置）
↓
連絡調整部会の設置を検討
（部会長：健康福祉部長）</td><td>（国・県が対策本部設置）
↓
対策本部の設置を検討
（本部長：市長）

※緊急事態宣言がなされた場合は直ちに対策本部を設置</td></tr>
<tr><td>県・市行動計画</td><td>準備期</td><td colspan="2">初動期</td><td>対応期</td></tr>
</table>

イ　市連絡調整部会の設置

県は、新型インフルエンザ等の発生の疑いがあり、国が国内外における発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、リスク評価を開始した場合、注意体制として、国や JIHS からの情報収集を強化します。

その後、国が政府の初動対処方針について、協議し、決定した場合、県は県警戒本部を設置して警戒体制に移行します。

市は、国や県が県警戒本部を設置した場合、情報収集を強化するとともに、必要に応じて連絡調整部会を設置し、関係部局との情報共有及び協議を行います。なお、連絡調整部会の設置は、県内又は市内における新型インフルエンザ等の発生状況等を踏まえて判断することとします。　　（医療保健課、全庁）

図表９　東広島市新型インフルエンザ等対策連絡調整部会の体制

名称	東広島市新型インフルエンザ等対策連絡調整部会
部会長	健康福祉部長
部会員	地域共生社会担当部長、医療政策統括監、総務課長、職員課長、危機管理課長、市民生活課長、生活衛生課長、地域共生推進課長、医療保健課長、医療保健課医療感染症対策担当課長、保育課長、農林水産課長、警防課長、教育総務課長、学事課長、生涯学習課長
事務局	医療保健課
主な協議事項	・新型インフルエンザ等の情報の共有に関すること ・新型インフルエンザ等の対策の円滑な実施に関すること。 ・その他必要な事項に関すること

ウ　必要な予算の確保

市は、国・県の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。　　（財政課、関係各課）

１－３　対応期

（１） 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要です。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指します。

（２） 所要の対応

ア　市対策本部の設置

国において政府対策本部が設置された場合、非常体制として、県は直ちに県対策本部を設置して全庁体制に移行します。

また、市は、政府対策本部や県対策本部が設置されたときに、必要に応じて（県内又は市内における新型インフルエンザ等の感染状況等を踏まえて）、市対策本部を設置することを検討するとともに、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進め、新型インフルエンザ等対策に係る措置を準備します。

なお、政府対策本部により本市を含む区域において緊急事態宣言がなされた場合にあっては、市は、直ちに市対策本部を設置します。　　（医療保健課、全庁）

図表１０　東広島市新型インフルエンザ等対策本部の体制

名称	東広島市新型インフルエンザ等対策本部
設置根拠	・特措法第 34 条第１項 ・東広島市新型インフルエンザ等対策本部条例
本部長	市長　　※特措法第 35 条第 1 項の規定による
副本部長	副市長
本部員	教育長、各部の長、担当部長、会計管理者、消防局長、 教育委員会事務局の各部の長、議会事務局長、各支所の長、 医療政策統括監 （広島県水道広域連合企業団東広島事務所）
事務局	医療保健課　（補佐：危機管理課）

イ　市対策本部における主な業務担当

新型インフルエンザ等の対策は、本市の事務分掌等に沿って担当します。市行動計画に掲載していない対策が必要となった場合も、この考え方により対策を講じることとします。各部局が連携、協力し、全庁一体となった取り組みを行うこととします。

あわせて、全庁での対応体制を構築することとします。　　（全庁）

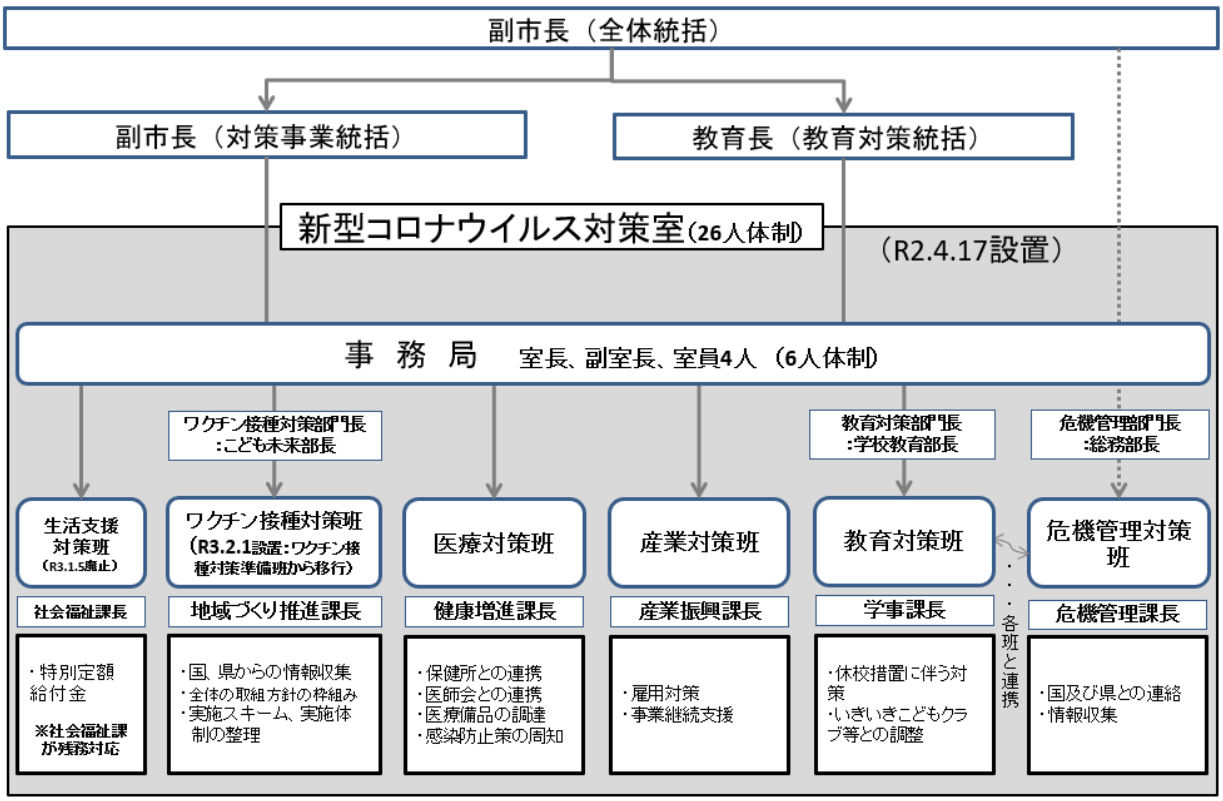
図表１１　市対策本部における各部局の主な業務

共通	・ 職場内での感染予防策及び感染拡大防止策の徹底に関すること ・ 発生期における市業務の維持継続に関すること ・ 市民への情報提供に関すること ・ 関係機関及び関係団体等との情報の共有に関すること ・ 所管する事業者等への情報提供及び対策実施への協力･助言に関すること ・ 発生期における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関すること ・ 所管する施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること
健康福祉部 医療保健課 （事務局）	・ 連絡調整部会の設置、運営及び廃止に関すること ・ 市対策本部の設置、運営及び廃止に関すること ・ 広島県健康福祉局、西部東保健所との連携に関すること ・ 新型インフルエンザ等の予防接種に関すること ・ 新型インフルエンザ等の情報収集及び情報提供に関すること ・ 医療機関との連絡調整に関すること ・ 防疫用薬剤等の確保及び配分に関すること ・ 相談窓口の設置、運営に関すること ・ 職員への感染症に対する対策及び情報提供に関すること
健康福祉部 （医療保健課を除く）	・ 広島県健康福祉局、西部東保健所との連携に関すること ・ 援護を必要とする者の応急相談及び救護に関すること ・ 要援護世帯の相談及び生活支援等に関すること ・ 障がい者福祉施設、高齢者福祉施設等への情報提供及び感染状況の把握に関すること ・ 障がい者福祉施設、高齢者福祉施設等における感染予防・まん延防止（閉鎖措置を含む）に関すること
総務部	・ 市対策本部の運営（補助）に関すること ・ 市業務の維持（職員の健康管理、部局間の職員の動員を含む）の総括に関すること ・ 災害応急救助物資（食料、生活必需品）の利用に関すること ・ 広報、市ホームページ等での情報発信に関すること ・ 報道機関への情報提供に関すること

財務部	・ 関係経費の予算に関すること ・ 庁舎におけるまん延防止対策に関すること ・ 車両計画に関すること
地域振興部	・ 住民自治協議会への情報提供に関すること
生活環境部	・ 火葬許可に関すること ・ 遺体の安置、火葬に関すること ・ 環境衛生に関すること ・ ごみの排出抑制に関すること ・ ごみ収集、し尿等の収集業務の維持に関すること ・ 外国人への情報提供に関すること
こども未来部	・ 保育所（園）、児童福祉施設等への情報提供及び感染状況の把握に関すること ・ 保育所（園）、児童福祉施設等における感染予防・まん延防止（閉鎖措置を含む）に関すること
産業部	・ 商工団体等との連絡調整に関すること ・ 観光客に対する情報提供及び感染状況の把握に関すること ・ 観光施設におけるまん延防止対策に関すること ・ 企業活動の維持・復旧のための支援に関すること ・ 農林水産業の維持・復旧のための支援に関すること ・ 飲食店の需要喚起に関すること
建設部	・ 施工中の建設工事従事者の感染予防・まん延防止に関すること ・ 国、県道路管理者との連携に関すること
都市交通部	・ 施工中の建設工事従事者の感染予防・まん延防止に関すること ・ 公共交通機関へのまん延防止に係る情報提供に関すること
下水道部	・ ライフライン(下水)の機能確保に関すること
会計管理室	・ 関係経費の支出に関すること
消防局	・ 感染者（疑いを含む）の搬送、移送に関すること
支所	・ 相談窓口の開設、運営に関すること ・ 支所管内の感染状況の把握、報告に関すること
学校教育部	・ 学校への情報提供、感染予防・まん延防止等に関すること ・ 学校給食センターへの情報提供、感染予防・まん延防止等に関すること ・ 発生期における教育対策に関すること ・ 分散登校、オンライン授業の推進に関すること ・ 教職員の動員に関すること ・ 学級閉鎖に関すること ・ 学校サーベイランスに関すること
生涯学習部	・ スポーツ、競技大会におけるまん延防止に関すること ・ 不特定多数の者が参加する研修会、イベント等の自粛に関すること

広島県水道広域連合企業団東広島事務所	・ ライフライン（水道）の機能確保に関すること

図表１２　（参考）新型コロナ対応に係る東広島市の機構図



・令和２年度に新型コロナウイルス対策室を設置した当初の体制
・その後、令和３年８月には対策室を４０人体制とし、自宅療養支援班（部門長：生涯学習部長）を新たに設置するなど、体制の変更あり。

ウ　必要な予算の確保

市は、国・県からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。　（財政課、関係各課）

エ　職員の派遣・応援への対応

（ア）　市は、新型インフルエンザ等のまん延により、市の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請し、県はこれに対応するものとされています。（医療保健課）

（イ）　市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求めます。県は、正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとされています。　（医療保健課）

オ　特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、国の新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します。
（医療保健課）

２　情報提供・共有、リスクコミュニケーション

２－１　準備期

（１） 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、県や他の市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び市町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図ります。

（２） 所要の対応

ア　新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

（ア）感染対策等に関する啓発

市は、平時から、国から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、各種媒体を活用し、市民等に情報提供・共有を行います。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発します。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び市の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行います。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセス、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化）や広報媒体について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておきます。情報提供が必要な関係機関については、事前に把握しておきます。

（医療保健課、経営戦略チーム、ＤＸ推進チーム、保育課、学事課、関係各課）

図表１３　受け手に応じた情報提供・共有

受け手	情報提供・共有の方法
高齢者	日常的に接する医療機関や介護事業者を介した啓発やＳＮＳやホームページといったデジタルの媒体に加えて、回覧板等、地域密着型の媒体を含めた非デジタルの媒体も活用します。
子ども	学校教育の現場をはじめ、直感的に理解しやすいイラストの活用や、発達段階に応じた平易な言葉により説明します。
日本語能力が十分でない外国人等	可能な限り多言語で、必要な情報提供・共有を行います。
視覚や聴覚等が不自由な方	障がい者団体等に情報を提供・共有し、団体等を通じて、障害を持つ方が情報を得られるよう努めます。また、視覚障がい者向けに音声コードの活用を含む音声読み上げ機能の付加、聴覚障がい者向けに字幕の設定、ユニバーサルデザインへの配慮やイラスト・ピクトグラムの利用等、ＤＸの推進を含め、障害に応じた合理的配慮を行います。

（イ）偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について県との連携を図りながら啓発します。

（医療保健課、経営戦略チーム、ＤＸ推進チーム、関係各課）

（ウ）偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにＳＮＳ等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、市民のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行います。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、県との連携を図りながら、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう適切に対処します。

（医療保健課、経営戦略チーム、ＤＸ推進チーム、関係各課）

イ　新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

（ア）情報提供・共有の体制整備

県は、準備期から、ホームページやＳＮＳ等を活用して、新型インフルエンザ等対策の周知を行います。また、初動期以降、状況を踏まえながら、情報提供・共有を行う必要性が高まります。対象者に応じて、多く活用されている情報ツールは異なることから、対象層を想定しつつ、適切な方法により実施できるよう、準備期からあらかじめ県民への情報提供・共有方法やインフルエンサー等への協力依頼、相談センター等の設置をはじめとした県民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、検討を行うこととしています。さらに、メディア向けミーティングの開催等、準備期からメディアとの関係の構築に努めることとしています。

市は、県の情報発信等を踏まえながら、市ホームページ、市民ポータルサイト、ＳＮＳ、ＦＭ東広島、東広島ケーブルメディア等の様々な広報媒体を活用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、県と連携し、統一的な対応を図ることができるように、情報連絡体制を整備します。

また、情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報提供に活かす体制を構築します。　（医療保健課、経営戦略チーム、ＤＸ推進チーム）

（イ）市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進めます。

（医療保健課）

（ウ）新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、必要に応じて県又は関係機関と情報を共有するとともに、発表の方法等については県内で発生するまでにこれら関係者とあらかじめ検討を行います。

（医療保健課、経営戦略チーム、関係各課）

（エ）感染症の発生状況等に関する公表項目

新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報の公表については、市は、県による公表に基づき、市民に情報提供を行います。

県は、積極的疫学調査を円滑に行い、まん延防止に寄与するため、患者発生時の公表項目については、厚生労働省による「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」や「一類感染症患者発生に関する公表基準」等を基本として、準備期からあらかじめ図表１４のとおり明確化しています。市においても、県の方針に基づいた情報提供を行います。　（医療保健課）

図表１４　患者発生時の公表項目

区　分	公表する情報	公表する情報	公表する情報
感染者情報	・年代 ・居住市町 ・発症日 ・検査判明日	・左記に同じ	・要因別感染者数を集計して公表 ▸居住市町別 ▸症状の度合い（重症・中等症・軽症・無症状） ▸療養種別 ▸他事例との関連の有無別 ▸県外往来の有無別 【ワクチン開始以降】 ▸接種回数別 【発生届重点化以降】 ▸届出対象別
感染源との接触歴	・行動歴（感染源と思われる行動に限定）	・他事例との関連や県外往来の有無	
医療機関への受診等	・症状・経過 ・入院医療機関の種別（感染症指定医療機関又は協定締結医療機関）	・症状・経過 ・療養の種別	
感染者の行動歴（感染させる可能性のある時期以降）	・感染者に接触した可能性のある者を把握できない行動に限定	・左記に同じ	

▸：情報提供の方法や項目の簡略化はメディアとの合意により順次実施

クラスター発生	・施設種別、利用者数、陽性者数
死亡例	・陽性者であって療養中に亡くなった方（厳密な死因を問わない）の死亡日、療養種別

ウ　双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

県は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である県民と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、ひろしま CDC 等において蓄積した新型コロナ対応時のノウハウを活用しつつ、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理します。

市は、これらの県の対応を踏まえながら、市民に対して必要な情報提供や共有、リスクコミュニケーションを行えるように準備を進めます。

（医療保健課、経営戦略チーム、ＤＸ推進チーム、関係各課）

２－２　初動期

（１） 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有します。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努めます。

（２） 所要の対応

ア　迅速かつ一体的な情報提供・共有

（ア）　県は、県民が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

市は、県の情報発信等を踏まえながら、市ホームページ、市民ポータルサイト、ＳＮＳ、ＦＭ東広島、東広島ケーブルメディア等の様々な広報媒体を活用し、市民に対して迅速かつ正確に情報提供（新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、感染防止策、相談窓口等）を行います。その際、高齢者、障がい者、外国人、観光客等に対しても、正確な情報提供に努めます。

（医療保健課、経営戦略チーム、ＤＸ推進チーム）

（イ）　県は、県民の情報収集の利便性向上のため、必要に応じ、庁内関係部局、市町、指定地方公共機関の情報等を含め、総覧できるサイトを立ち上げます。

市は、県が行う情報発信等を踏まえながら、関係機関を含めた新型インフルエンザ等対策の情報を総覧できるようにホームページやＳＮＳでの情報収集の利便性の向上を図ります。

（医療保健課、経営戦略チーム、ＤＸ推進チーム、関係各課）

イ　双方向のコミュニケーションの実施

県は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の県民への周知、Ｑ＆Ａの公表、相談センター等の設置等を通じて、県民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、相談センター等に寄せられた意見やＳＮＳの投稿等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。

市は、これらの県の対応を踏まえながら、市民に対して必要な情報提供や共有、リスクコミュニケーションを行うこととします。また、市民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口を設置する準備を進めます。

（医療保健課、経営戦略チーム、ＤＸ推進チーム、関係各課）

ウ　偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期には、特に市民の不安が特に高まることから、偏見・差別等の不適切な行為が生じやすくなります。

このため、市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、実際に生起している状況等を踏まえつつ、偏見・差別等に関して県等が設置する相談窓口を活用して適切に情報提供・共有します。

また、市は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえるとともに、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県と連携してこれらの取り組みを行うこととします。　　（医療保健課、経営戦略チーム、ＤＸ推進チーム、関係各課）

図表１５　市民の不安が高まる初動期における偏見・差別等への取組

偏見・差別等への対応
科学的知見等に基づいた情報提供・共有の徹底
偏見・差別は許されない旨等の呼びかけ
医療関係者やエッセンシャルワーカー等への感謝等を示す草の根の運動が実践されている場合の当該運動との連携
国・県・市町等の各種相談窓口の周知

エ　その他

地区医師会等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、対応期に備えた協力を要請します。　（医療保健課、関係各課）

２－３　対応期

（１） 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。このため、県及び市は、市民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要があります。

具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有します。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努めます。

（２） 所要の対応

ア　迅速かつ一体的な情報提供・共有

（ア）　県は、その時点で把握している科学的知見等に基づき、県内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、県内の関係機関を含む県民に対し、情報提供・共有を行います。

また、県民が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

市は、県が行う情報発信等を踏まえながら、市ホームページ、市民ポータルサイト、ＳＮＳ、ＦＭ東広島、東広島ケーブルメディア等の様々な広報媒体を活用し、市民に対して迅速かつ正確に情報提供（最新情報、基本的知識、感染防止策、相談窓口等）を行い、パニックを防止します。また、非常体制下での窓口業務等の行政

サービス提供情報について、市民へ迅速、的確な情報を提供します。その際、高齢者、障がい者、外国人、観光客等に対しても、正確な情報提供に努めます。
（医療保健課、経営戦略チーム、ＤＸ推進チーム、関係各課）

（イ）　県は、県民の情報収集の利便性向上のため、必要に応じ、庁内関係部局、市町、指定地方公共機関の情報等を含め、総覧できるサイトを運営します。
市は、県が行う情報発信等を踏まえながら、関係機関を含めた新型インフルエンザ等対策の情報を総覧できるようにホームページやＳＮＳでの情報収集の利便性の向上を継続して図ります。　（医療保健課、経営戦略チーム、ＤＸ推進チーム）

（ウ）　市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続します。（医療保健課）

（エ）　新型インフルエンザ等の記者発表に当たっては、必要に応じて県又は関係機関と情報を共有します。　（医療保健課、経営戦略チーム、関係各課）

イ　双方向のコミュニケーションの実施

県は、初動期に引き続き、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の県民への周知、Ｑ＆Ａの公表、相談センター等の運営等を通じて、県民に対する速やかな情報提供・共有体制を継続するとともに、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、相談センター等に寄せられた意見やＳＮＳの投稿等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。

市は、次のとおり相談窓口の設置、相談機能の強化を行います。
（医療保健課、経営戦略チーム、ＤＸ推進チーム、関係各課）

・相談窓口を設置し、Ｑ＆Ａ等を活用した適切な情報提供を行えるように、体制の充実、強化を行います。
・国、県から情報を入手し、市民及び関係機関への情報提供に努めます。
・不安拡大による生活相談等の増加に応じて、相談機能の充実、強化を行います。

ウ　偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染状況やそれに対応した対策が進展していく中で、新たな偏見・差別等の不適切な行為が生じる可能性があります。

このため、市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、実際に生起している状況等を踏まえつつ、偏見・差別等に関する県等が設置する相談窓口を活用して、２－２（２）ウに準じた取組を行います。

また、市は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえるとともに、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、県と連携してこれらの取り組みを行うこととします。

（医療保健課、経営戦略チーム、ＤＸ推進チーム、関係各課）

エ　特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する時期

県は、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、県民に対し、丁寧に情報提供・共有を行います。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる県民がいることが考えられるため、効果的に情報発信するとともに、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得ます。また、順次、広報体制の縮小等を行います。

市は、これらの国・県の方針を踏まえながら市民への情報提供・共有を行い、順次、広報体制の縮小等を行います。　（医療保健課、全庁）

３　まん延防止

３－１　準備期

（１） 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護します。

このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組みます。

（２） 所要の対応（新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等）

ア　市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図るとともに、発症が疑われる場合は、県が設置する相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

また、学校や高齢者施設等に、基本的な感染対策を実施するよう要請します。

（医療保健課、学事課、関係各課）

イ　市民、関係機関への感染防止策の周知

（医療保健課、経営戦略チーム、保育課、学事課、関係各課）

（ア）　市ホームページ等を活用し、感染防止策の周知を図ります。

（イ）　医療機関、学校、保育所（園）、社会福祉施設等における感染防止策について周知を図ります。

（ウ）　新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止策について周知を図るための準備を行います。

ウ　市職員及び所管する市の施設の感染防止策　　（医療保健課、職員課）

（ア）　個人レベル及び職場における感染防止策について周知します。

（イ）　直接感染者と接触する市職員用の感染防護資材を備蓄し、把握します。

（ウ）　所管する市の施設の手指消毒薬の配布について検討します。

３－２　初動期

（１） 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制のキャパシティを超えないようにします。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

（２） 所要の対応（県内でのまん延防止対策の準備）

県は、県内におけるまん延に備え、保健所や保健環境センター等に対し、健康危機対処計画に基づく対応の準備を働きかけます。

市は、市の業務継続計画に基づき、最低限の通常業務の継続をする準備を行います。その他、国等が発出する感染症危険情報を、市民や事業者等へ情報提供し、不要不急の渡航の延期や退避の検討を勧奨する準備を行います。また、パスポートの申請、交付時等に感染危険情報を提供し、注意喚起する準備を行います。　（医療保健課、市民課、全庁）

３－３　対応期

（１） 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護します。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮します。また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図ります。

（２）所要の対応

ア　まん延防止対策の内容

県は、県独自の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び県民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講じます。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、県民生活や社会経済活動への影響も十分考慮します。

市は、以下の対応や要請について国・県の方針を踏まえながら、まん延防止対策について市民等へ周知を行うとともに協力を要請します。　（医療保健課、関係各課）

【患者や濃厚接触者への対応】

県は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等を行います。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施します。

【患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等】

（ア）　県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行います。また、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行います。

市は、県の決定により、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の周知を行います。

（イ）　市は、市民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請します。

また、感染防止のための市民への要請として、県が特措法第 45 条第１項に基づき、期間と区域を定めて、市民に対し、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや、基本的な感染対策の徹底を要請した場合は、周知について協力を行います。

（ウ）　市は、国等が発出する感染症危険情報を、市民や事業者等へ情報提供し、不要不急の渡航の延期や退避の検討を勧奨します。また、パスポートの申請、交付時等に感染危険情報を提供し、注意喚起を行います。

（エ）　市は、市民のほか観光客についても、社会活動の制限等の協力を呼びかけます。

【事業者や学校等に対する要請】

（ア）　県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行います。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行います。

市は、県が特措法第 45 条第２項に基づき、期間を定めて、学校、保育所等に対して施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期）の要請を行った場合には、施設利用の理解を得ることに努め、速やかに必要な措置を講じます。

（イ）　県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請します。

市は、事業者等に対して、施設の使用制限の要請等について周知を図ります。

（ウ）　県は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命じます。

（エ）　県は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表します。

（オ）　県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請します。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請します。

市は、事業者に対し、職場における感染防止策の周知を徹底します。

（カ）　県は、国等からの要請に基づき、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請します。

市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染防止策を強化するよう周知します。

（キ）　県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請します。

（ク）　県は、事業者や各業界におけるガイドラインの活用等、自主的な感染対策を促す取組を進めます。

（ケ）　県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行います。また、県は、学校保健安全法（昭和 33（1958）年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請します。

市は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、保育・学校施設等における感染防止策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行うこととします。

【公共交通機関に対する要請】

県は、国が公共交通機関に対し行う要請に基づき、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等、適切な感染対策を講ずるよう要請します。

市は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等、県と同様に適切な感染対策を講ずるよう周知します。

【市の職員及び所管する市の施設の感染防止策】

（ア）　市は、直接、感染者と接触する市職員へ感染防護資材を配布します。また、必要に応じて、所管する市の施設へ手指消毒薬等を配布します。

（イ）　市は、県が特措法第 24 条第９項に基づき、学校、保育所等以外の所管施設に対して、職場を含めた感染対策の徹底について要請を行った場合には、市の各施設において対策を講じます。

イ　まん延防止等重点措置又は緊急事態措置の実施

県は、特措法に基づくまん延防止等重点措置又は緊急事態措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、広島県感染症対策専門員会議において、専門的な知識を有する者等から意見や助言等を聴きます。

また、市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに、市対策本部を設置します。市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法に基づき、当該区域に係る緊急事態措置に関する総合調整（外出自粛要請、施設の使用制限など）を行います。　　（医療保健課）

ウ　特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、国・県の方針に基づき、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を進めます。　　（医療保健課）

図表１６　まん延防止対策の強度に関するイメージ

要請等の区分		弱 → 強			
患者・濃厚接触者以外の者	外出等		・県をまたいだ移動の自粛要請	・要請時間外に営業する場所への出入中止要請	・外出自粛要請
	基本的な感染対策	・基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い・手指消毒、人混み回避等）要請	・感染拡大場面の制限（人との距離確保、大声制限、在宅勤務と時差出勤勧奨等）		
事業者・学校等	休業 営業時間変更等			・営業時間変更要請等	・施設使用制限 休業要請等
	まん延防止のための措置	・従業員への受検勧奨 ・入場者の整理・誘導 ・有症状者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業所・施設の消毒 ・入場者へマスク着用等周知 ・感染防止措置を講じない者の入場禁止			
	措置命令				・まん延防止等重点措置命令 ・緊急事態措置命令
	措置施設名公表				・措置命令の公表
	その他の事業者	・職場対策の要請 ・重症化・集団化しやすい施設への対策強化要請	・イベント時の感染拡大防止計画策定要請 ・出張の延期等勧告 ・業界ガイドライン遵守要請		
	臨時休業				・学級閉鎖や休校等要請
公共交通機関	基本的な感染対策	・基本的な感染対策要請			

４　ワクチン

４－１　準備期

（１） 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国・県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めます。

（２） 所要の対応

ア　ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表１を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。

（医療保健課）

表１　予防接種に必要と想定される資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
□消毒用アルコール綿 □トレイ □体温計 □医療廃棄物容器、針捨て容器 □手指消毒剤 □救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 □カルテ・問診票	□マスク □使い捨て手袋（Ｓ・Ｍ・Ｌ） □使い捨て舌圧子 □膿盆 □聴診器 □ペンライト
	【文房具類】
	□ボールペン（赤・黒） □日付印 □スタンプ台 □はさみ
	【会場設営物品】
	□机 □椅子 □スクリーン □延長コード □冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 □ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 □耐冷手袋等

イ　ワクチンの流通に係る体制の整備

（ア）　県は、市町、県医師会、県卸売販売業者団体等の関係機関と協議の上、県内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制や、ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法、市町との連携の方法及び役割分担のもと、県内においてワクチンを円滑に流通させる体制を整備します。

（イ）　市又は県は、国が整備する、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市への分配につなげるシステムを利用できる体制を推進します。　　（医療保健課）

ウ　ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておきます。　　（医療保健課）

エ　接種体制の構築

（ア）接種体制

市又は県は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の医療関係団体等と連携し、ひろしま CDC 等において蓄積した新型コロナ対応時のノウハウを活用しながら、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討（シミュレーションの実施等）を平時から進めます。

（医療保健課）

（イ）特定接種

特定接種：特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと

特定接種の対象となり得る者は、

①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

県及び市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力します。また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、県及び市は、接種が円滑に行えるように対象となる者の優先順

位をあらかじめ検討しておくなど、準備期から接種体制の構築を図ります。

なお、特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告します。

市は、特定接種の業務についてあらかじめ検討し、集団接種体制（接種順位・会場、医療従事者の確保、接種器具の調達等）を整備します。接種順位については、医療分野の業種から接種を行うことを基本とし、国・県の方針を踏まえて検討を行うこととします。　（医療保健課）

（ウ）住民接種

住民接種：特措法第 27 条の２の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第６条第３項の規定に基づき実施する予防接種のこと

市又は県は、予防接種法（昭和 23（1948）年法律第 68 号）第６条第３項の規定による予防接種の実施に関し、平時から、次のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

ａ　市は、国又は県の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。また、県は、国の協力を得ながら、同体制の構築を支援します。　（医療保健課）

（ａ）　市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域の医師会等と連携の上、接種体制について検討を行います。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行います。

ⅰ　接種対象者数
ⅱ　地方公共団体の人員体制の確保
ⅲ　医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
ⅳ　接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
ⅴ　接種に必要な資材等の確保
ⅵ　国、県及び市や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
ⅶ　接種に関する住民への周知方法の策定

（ｂ）　市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておくなど、住民接種のシミュレーションを行うこととします。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討します。

表２　接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6 歳未満）	D	
乳児	人口統計（1 歳未満）	E1	
乳児保護者（※）	人口統計（1 歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H

※乳児（１歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

（ｃ）　市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定します。特に、接種対象者を１か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、地域の医師会や医療機関等の協力を得てその確保を図り、接種体制が構築できるように推進します。

（ｄ）　市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討します。また、調製後のワクチンの保管では、室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮します。

ｂ　市又は県は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市又は県以外における接種を可能にするよう取組を進めます。（医療保健課）

ｃ　市又は県は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係団体等や学校関係者等と協力し、ひろしま CDC 等において蓄積した新型コロナ対応時のノウハウを継承しながら、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。　（医療保健課）

オ　情報提供・共有

県及び市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行います。また、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページやＳＮＳ等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図ります。

（ア）　ＷＨＯが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されています。

こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたＱ＆Ａ等の提供など、双方向的な取組を進めます。　（医療保健課）

（イ）　市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行うこととなります。県は、こうした市の取組を支援します。（医療保健課）

（ウ）　市の衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要があります。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市の衛生部局は、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第１項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要があります。（医療保健課、学事課、関係各課）

カ　ＤＸの推進

県及び市は、スマートフォン等への接種勧奨の通知やスマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関による接種記録の入力・費用請求等、マイナンバーを活用した国の予防接種事務のデジタル化や標準化の取組に協調します。

（医療保健課、ＤＸ推進チーム）

４－２　初動期

（１） 目的

国の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進め、速やかな予防接種へとつなげます。

（２） 所要の対応

ア　接種体制の構築

県は、市町間の広域的な連携の支援及び国との連絡調整、優先的な接種の対象となる医療従事者等への接種体制の調整や専門的な相談体制の検討等を行います。

その上で、市又は県は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行います。

また、市は、国等が行うプレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの生産、供給等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てるほか、県と連携し、特定接種の実施や具体的な運用に関する国の決定について情報収集を行います。

（医療保健課）

イ　ワクチンの接種に必要な資材

市は、準備期において必要と判断した予防接種に必要と想定される資材（表１）について、適切に確保します。（医療保健課）

ウ　接種体制

（ア）特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は、地域の医師会等の協力を得て、その確保を図ります。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域の医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行います。（医療保健課）

（イ）住民接種

ａ　市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。（医療保健課）

ｂ　接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。　　（医療保健課、職員課）

ｃ　予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討します。　（医療保健課）

ｄ　接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は地域の医師会等の協力を得て、その確保を図ります。　（医療保健課）

ｅ　市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域の医師会、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、医療機関以外の施設（保健所、学校など公的な施設等）を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても検討します。　　（医療保健課、関係各課）

ｆ　市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。　（医療保健課、関係各課）

ｇ　市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。また、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備に係る手配を行います。
（医療保健課）

ｈ　医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要です。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定します。　（医療保健課）

≪具体的な医療従事者等の数の例≫
・予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師１名、接種を担当する医師又は看護師１名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等１名を１チームとすること。
・接種後の状態観察を担当する者を１名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）
・その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当すること。

ｉ　接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこととします。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、適切な連携体制を確保します。　（医療保健課、警防課）

ｊ　アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなりますが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行います。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があります。（取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進めます。）具体的に必要物品としては、準備期に確認を行っている予防接種に必要な資材（表１）が想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討します。　（医療保健課）

ｋ　感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じます。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守することし、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談します。
（医療保健課）

ｌ　感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮します。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行います。　（医療保健課）

４－３　対応期

（１）目的

国により確保されたワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき、迅速に接種できるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行います。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

（２）所要の対応

ア　ワクチンや接種に必要な資材の供給

（ア）市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行います。　（医療保健課）

（イ）市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てます。　（医療保健課）

（ウ）市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行います。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行います。　（医療保健課）

イ　接種体制

市又は県は、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき接種を行います。

新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針に基づき追加接種を行う場合、混乱なく円滑に接種が進められるよう、市又は県は、国や医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努めます。　（医療保健課）

（ア）特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、県及び市は、国等と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、医療の提供を行う医療従事者や国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

その際に市は、対象となる業務に従事する市の職員に対し、ワクチンの接種を行います。（医療保健課、職員課）

（イ）住民接種

ａ　予防接種の準備

市又は県は、国等と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を行います。（医療保健課）

ｂ　予防接種体制の構築

（ａ）市又は県は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。（医療保健課）

（ｂ）市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保します。（医療保健課）

（ｃ）市は、接種会場における感染対策を図ります。（医療保健課）

・発熱等の症状を呈している等の理由により、予防接種を行うことが不適当な状態にある者は、接種会場に赴かないよう広報等により周知することとし、及び接種会場においても掲示等により注意喚起を行います。

・医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。

（ｄ）医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合は、訪問による接種も考えられます。（医療保健課）

（ｅ）市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。（医療保健課、関係各課）

ｃ　接種に関する情報提供・共有

（ａ）市又は県は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。（医療保健課）

（ｂ）市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知します。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応します。（医療保健課）

（ｃ）接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやＳＮＳを活用して周知することとします。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施します。（医療保健課、経営戦略チーム）

ｄ　接種体制の拡充

市又は県は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県又は市の介護保険部局等や医師会等の医療関係団体等と連携し、巡回接種の実施等により接種体制を確保します。（医療保健課）

ｅ　接種記録の管理

県及び市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。（医療保健課）

ウ　ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

（ア）　県及び市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、適切な安全対策や市民等への適切な情報提供・共有を行います。（医療保健課）

（イ）健康被害に対する速やかな救済の周知

県及び市は、予防接種の実施により健康被害が生じた者が速やかに救済を受けられるよう、制度の周知を徹底します。（医療保健課）

ａ　予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われます。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となります。

ｂ　住民接種の場合、接種した場所が住所地以外であっても、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第１項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となります。

ｃ　市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。

エ　情報提供・共有

（ア）　県及び市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行います。また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行います。
（医療保健課）

（イ）　市又は県は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民等への周知・共有を行います。　（医療保健課）

（ウ）　市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討します。　（医療保健課）

（エ）　パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があります。市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組みます。　（医療保健課）

オ　特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。（医療保健課）

カ　住民接種に係る対応

（ア）市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じます。　　（医療保健課）

（イ）特措法第 27 条の２第１項に基づく住民接種は、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想されます。　　（医療保健課）

ａ　新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

ｂ　ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

ｃ　ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

ｄ　平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

（ウ）これらを踏まえ、市は次のような点に留意して広報を行うこととします。　　（医療保健課）

ａ　接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。

ｂ　ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。

ｃ　接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

５　医療

５－１　準備期

（１） 目的

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において、広島県感染症予防計画等に基づき県と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制を確保し、さらにデータ連携を強化することで、病床使用率や医療人材の配置状況等を迅速に共有し持続可能な医療提供体制を整えます。

市は、県が実施する医療機関等を中心とした関係者を交えた研修等に参加し、有事の際の地域の医療提供体制の準備と合意形成を図ります。また、市は、県の対策を踏まえて、地区医師会と協議し、東広島市休日診療所の診療体制の整備や補助金等を活用した二次救急体制の整備を進めます。

（２） 所要の対応

ア　市は、県及び地区医師会と感染症発生時の情報共有にかかる連携体制を整えます。また、市は医療機関と連携し、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるように、平時から有事に備えた庁内の連携訓練や研修を行います。　（医療保健課）

イ　消防機関の患者搬送体制については、安全で効果的な搬送体制の確保と、患者搬送時における感染防御策の徹底を図ります。　（警防課）

ウ　医療がひっ迫した場合に限らず、平時においても、市は、治癒証明書の発行を控える取り組みの周知を学校、保育所に対して行います。　（医療保健課、保育課、学事課）

５－２　初動期

ア　市は、県の対策を踏まえて、地区医師会及び薬剤師会と協議し、東広島市休日診療所の診療体制を整えます。　（医療保健課）

イ　市は県と連携し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について、市民等に周知を行います。　（医療保健課）

ウ　消防機関の患者搬送体制については、安全で効果的な搬送体制の確保と、患者搬送時における感染防御策の徹底を図ります。　（警防課）

５－３　対応期

ア　市は、県の対策を踏まえて、地区医師会及び薬剤師会と協議し、東広島市休日診療所が継続して診療できる体制を整えます。　（医療保健課）

イ　市は県と連携し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる外来医療機関（発熱外来等）の一覧等を含め、医療機関への受診方法等について、市民等に周知を行います。　（医療保健課）

ウ　消防機関の患者搬送体制については、安全で効果的な搬送体制の確保と、患者搬送時における感染防御策の徹底を図ります。また、市民に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知します。
（医療保健課、警防課）

エ　医療がひっ迫した際は、治癒証明書の発行を控える取り組みの周知を学校、保育所に対して改めて行います。　（医療保健課、保育課、学事課）

６　保健

６－１　準備期

（１） 目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在です。

県は感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所がその機能を果たすことができるようにします。

市においては、県と市の役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにします。

（２）所要の対応

ア　人材の確保

（ア）　県は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び市町等からの人材の送出し及び受入れ等に関する体制を構築します。

（イ）　県等は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表）から１か月間において想定される業務量に対応するため、広島県感染症予防計画等で目標値を設定した上で、保健所職員、本庁等からの応援職員、市町からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保します。

また、市は、所属する保健師等を応援職員として保健所へ派遣できるよう必要な取組を推進します。　　（医療保健課、職員課、関係各課）

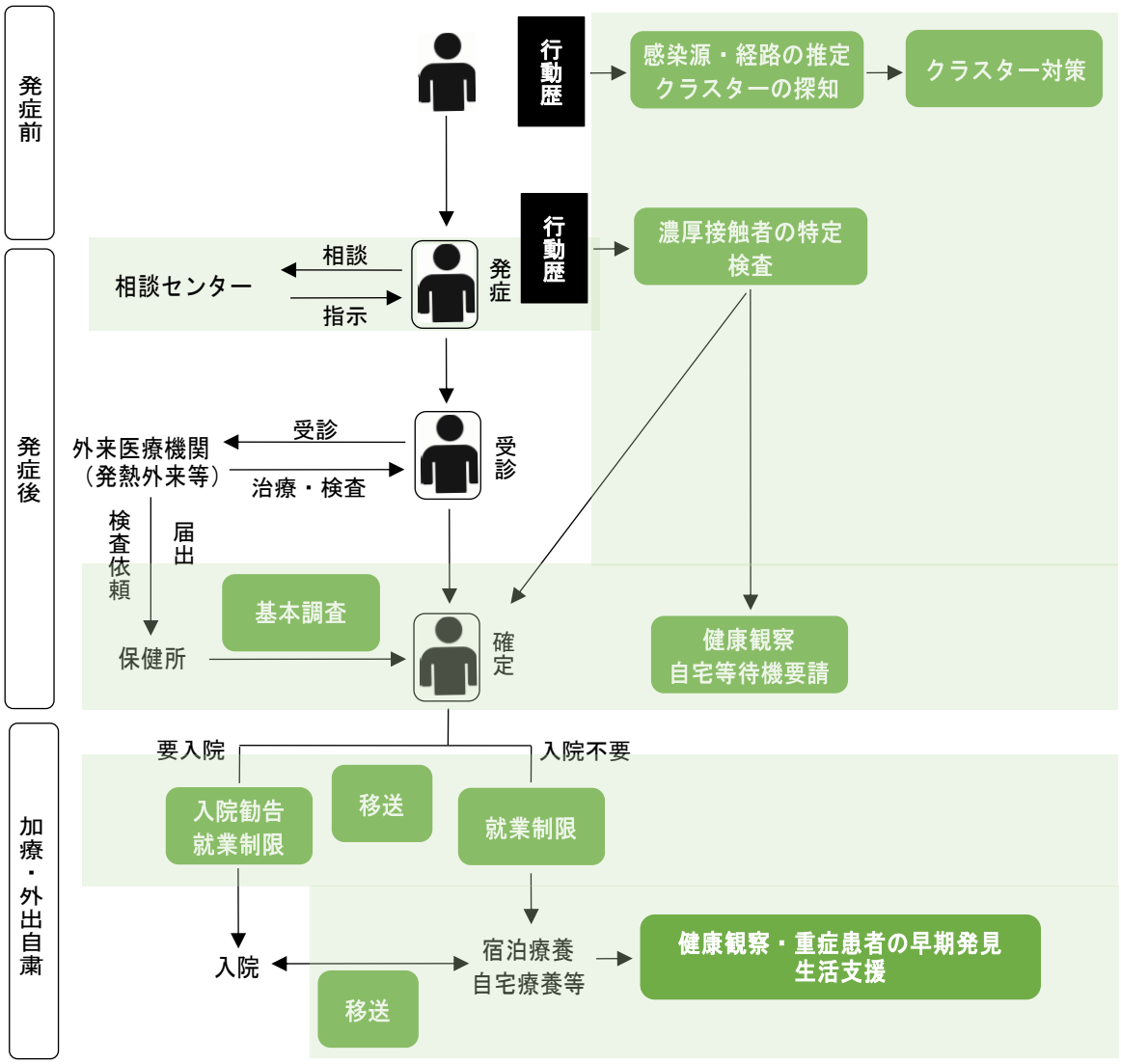
イ　体制の整備

（ア）　県は、保健所における交替要員を含めた人員体制、設備等の整備や保健所業務のＤＸ化の推進等、必要な対策を講じます。加えて、外部委託や市町の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備します。

市は、これらの体制の整備に対し、必要に応じて協力を行います。

（医療保健課、関係各課）

図表１７　保健所における新型インフルエンザ等患者等への対応業務



（イ）　保健所は、保健所業務に関する業務継続計画との整合性を踏まえて健康危機対処計画を策定するとともに、有事に円滑に健康危機対処計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時から想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、デジタル化や外部委託の活用等により、業務の効率化、地域の医療機関や関係団体等との連携強化等を図ります。また、管内の市町と協議し、感染症発生時における協力について検討します。

市は、これらの協議を踏まえて、感染症発生時における協力について準備を行います。　（医療保健課、関係各課）

図表１８　感染症危機発生時の保健所業務の効率化

業務	効率化の方法
相談センター業務	外部委託
検体搬送	
自宅・宿泊療養者の健康観察	
患者移送	
自宅療養者の健康観察	市町の協力
食料等生活物資の提供	
健康観察・疫学調査結果の活用	デジタル化
感染症発生届の受理	

ウ　連携体制の構築

県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、広島県感染症対策連携協議会等を活用し、平時から保健所のみならず、市町、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化します。

市は、これらに参加し、関係機関との連携の強化を図ります。

（医療保健課、関係各課）

６－２　初動期

初動期は、市民が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に対応期に向けた準備を進めることが重要です。

県は、広島県感染症予防計画等並びに保健所及び保健環境センター等が定める健康危機対処計画等に基づき、県等、保健所及び保健環境センター等が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにします。

また、市町に対する応援派遣要請等、人員の確保に向けた準備を進めます。

市は、県からの応援派遣要請等に備えて、協力の準備を進めます。

（医療保健課、職員課、関係各課）

６－３　対応期

（１） 目的

県は、新型インフルエンザ等の発生時に、広島県感染症予防計画等並びに保健所及び保健環境センター等が定める健康危機対処計画や準備期に整理した医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、県民の生命及び健康を保護します。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにします。

市は、保健所等からの要請に応じ、必要な対応を行うこととします。

（２）所要の対応

ア　有事体制への移行

（ア）　県は、本庁からの応援職員の派遣、市町に対する応援派遣要請を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、保健環境センター等の検査体制を速やかに立ち上げます。

市は、県からの応援派遣要請があったときは、これに協力します。

（医療保健課、職員課、関係各課）

（イ）　県は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する県民の理解の増進を図るために必要な情報や県の方針に関する考え方を市町と共有します。

市は、これらを踏まえた上で、県からの要請等に応じて、協力を行うこととします。　（医療保健課、関係各課）

イ　対応業務の実施

（ア）健康観察及び生活支援

県は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託や市の協力を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行います。また、県は、必要に応じ、市と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を市と共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努めます。

市は、これらの対応について、必要に応じて県と協力して実施します。

（医療保健課、関係各課）

（イ）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

県は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、住民の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。

また、県は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、市と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行います。

市は、これらを踏まえて情報の発信を行うこととします。また、県からの要請に応じて、適宜協力します。　　（医療保健課、経営戦略チーム、関係各課）

ウ　特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

県は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所等における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施します。

また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、県民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。

市は、必要に応じて、県と協力して情報の発信を行うこととします。

（医療保健課）

７　物資

７－１　準備期

（１）目的

感染症対策物資等（医薬品（解熱鎮痛剤、抗菌薬、ワクチン、麻酔薬、PCR 検査試薬、抗原検査キット等）、医療機器（人工呼吸器、酸素濃縮器、パルスオキシメーター、ワクチン用の針・シリンジ等）、個人防護具（マスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋））は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものです。そのため、県、市及び指定地方公共機関は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにします。

（２）所要の対応

ア　感染症対策物資等の備蓄等

（ア）　県、市及び指定地方公共機関は、県行動計画、市行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36（1961）年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。

また、市は、所管する各施設の感染予防のため、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材等の備蓄について、災害応急救助物資の利用を踏まえて、薬剤師会と連携して感染症対策物資等の備蓄の場所や、備蓄方法等の総合的な備蓄計画の検討を進めます。　　（医療保健課、関係各課）

（イ）　消防局は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めます。　　（警防課）

７－２　初動期

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。

県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努めます。

市は、感染症対策物資等の必要量の確保に努めます。また、地域の医療機関や社会福祉施設等において感染症対策物資等が不足する恐れがあり、適切なサービスを提供できないと見込まれる場合は、当該施設の備蓄状況や県の支援の実施状況等を踏まえて、市の備蓄分から必要な物資の配布を行うことを検討します。　　（医療保健課、関係各課）

７－３　対応期

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。

県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努めます。

市は、感染症対策物資等の必要量の確保に努めます。また、地域の医療機関や社会福祉施設等において感染症対策物資等が不足する恐れがあり、適切なサービスを提供できないと見込まれる場合は、当該施設の備蓄状況や県の支援の実施状況等を踏まえて、市の備蓄分から必要な物資の配布を行います。　　（医療保健課、関係各課）

８　市民生活及び市民経済の安定の確保

８－１　準備期

（１） 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。

県及び市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨します。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備します。

（２） 所要の対応

ア　情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。　（医療保健課、全庁）

イ　支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、ＤＸを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くようにすることに留意します。　（医療保健課、全庁）

ウ　物資及び資材の備蓄等

（ア）　市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。

（医療保健課、関係各課）

（イ）　市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

（医療保健課）

エ　生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討します。また、本市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、本市で把握している要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）については、関係機関等の協力を得つつ、要援護者に情報提供できるよう配慮します。

（地域共生推進課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、関係各課）

オ　火葬能力等の把握、火葬体制の整備

県は、国及び市と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設、遺体の搬送及び火葬に関する物資の確保等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

市は、これらの体制整備について県と連携を行います。　　（生活衛生課）

カ　市役所機能の維持

市は、市役所機能の維持のため、感染まん延期における業務継続計画を整備するとともに、職場における感染防止策に必要な衛生資器材（消毒薬、マスク等）を把握します。また、外郭団体、事業委託事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止策、主要業務の継続や一部の業務の縮小等に向けた取組みが行える計画を策定する等、事前の準備を行うよう周知を図ります。　　（全庁）

キ　市民への対応

市は、市民に対して、新型インフルエンザ等の発生時における社会機能の維持に向けて、次の取組みを心掛けるよう周知します。

（医療保健課、経営戦略チーム、廃棄物対策課、水道広域連合企業団、関係各課）

・家庭での食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。
・電気、ガス等の燃料資源や水道について、衛生確保のための利用を優先し、不要不急の使用を抑制し消費節減に努めること。
・ごみの発生の抑制に努めること。

８－２　初動期

（１） 目的

県及び市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼びかけます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

（２） 所要の対応

ア　生活関連物資等の安定供給に関する市民及び事業者への呼びかけ

県は、県民に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、必要に応じて、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請します。

市は、県の対応を踏まえて、市民及び事業者への呼びかけを行うこととします。

（産業振興課、関係各課）

イ　遺体の火葬・安置

県は、市に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設、遺体の搬送及び火葬に関する物資の確保等の確保ができるよう準備を行うことを要請します。

市は、県の要請に応じ、これらの準備を行うこととします。　　（生活衛生課）

ウ　市役所機能の維持

市は、市役所機能の維持のため、感染まん延期における業務継続計画を確認します。また、職場における感染防止策に必要な衛生資機材（消毒薬、マスク等）を把握し、準備します。また、外郭団体、事業委託事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染防止策を実施するよう要請します。　　（全庁）

エ　市民への対応

市は、市民に対して、新型インフルエンザ等の発生時における社会機能の維持に向けて、次の取組みを心掛けるよう周知します。

（医療保健課、経営戦略チーム、廃棄物対策課、水道広域連合企業団、関係各課）

・家庭での食料品等の備蓄状況を確認し、適宜補充すること。また、買い占めを行わないなど適切な行動に努めること。
・電気、ガス等の燃料資源や水道について、衛生確保のための利用を優先し、不要不急の使用を抑制し消費節減に努めること。
・ごみの発生の抑制に努めること。

オ　要援護者への対応

市は、県からの要請を受け、県内感染期における在宅の要援護者への必要な支援（見守り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供）、搬送、死亡時の対応等について具体的な手続きを確認します。

（地域共生推進課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、関係各課）

カ　事業者の対応

市は、事業者等に対し、職場での感染防止策及び可能な範囲内での業務の縮小に向けた取組みの準備を行うよう周知します。特に社会機能の維持に関わる事業者等には、職場での感染防止策及び業務継続計画に基づく取組みの準備を行うよう理解と協力を求めます。（産業振興課、関係各課）

８－３　対応期

（１）目的

県及び市は、準備期での対応をもとに、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努めます。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保します。

（２）所要の対応

ア　市民生活の安定の確保を対象とした対応

（ア）生活関連物資等の安定供給に関する市民及び事業者への呼びかけ

県は、市民に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、必要に応じて、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請します。

市は、県の対応を踏まえて、市民及び事業者への呼びかけを行うこととします。

（医療保健課、関係各課）

（イ）心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。（医療保健課、関係各課）

（ウ）生活支援を要する者への支援

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

（地域共生推進課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、関係各課）

・食料品、生活必需品等の供給状況に応じ、住民に対する食料品、生活必需品等の確保、配分、配布等を行います。
・移送及び応急救助物資の搬送等に必要な車両を確保します。
・必要に応じて、災害応急救助物資の配布を行います。個々の配布が困難である場合は、地域内の集積拠点まで災害応急救助物資を輸送します。この場合の配布方法については、関係機関等の協力を得て配布します。

（エ）教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。　（医療保健課、学事課）

（オ）生活関連物資等の価格の安定等

ａ　市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように国が実施する調査・監視を踏まえ、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。　（産業振興課、関係各課）

ｂ　市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、優先的に必要な施設等に備蓄した物資を供給するなど、適切な措置を講じます。　（産業振興課、関係各課）

ｃ　市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48（1973）年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48（1973）年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。　（産業振興課、関係各課）

ｄ　市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。　（産業振興課、関係各課）

（カ）埋葬・火葬の特例等

ａ　市は、初動期の対応を継続して行い、必要に応じて、可能な限り火葬炉を稼働させ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施します。市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。　（生活衛生課）

ｂ　市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとします。　（生活衛生課）

ｃ　市は、広島県広域火葬計画に基づく県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行います。
（生活衛生課）

ｄ　臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。（生活衛生課）

ｅ　新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられます。市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。　（生活衛生課）

イ　社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

（ア）事業者に対する支援

市は、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。
（産業振興課、関係各課）

（イ）県、市及び指定地方公共機関等による市民生活及び市民経済の安定に関する措置

県、市及び指定地方公共機関等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、行動計画又は業務計画等に基づき、必要な措置（ガス事業者である指定地方公共機関はガスを安定的かつ適切に供給、水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者である広島県水道広域連合企業団は水を安定的かつ適切に供給、運送事業者である指定地方公共機関は貨物の運送を適切に実施）を講じます。

水道事業者は、新型インフルエンザ等緊急事態において、消毒その他衛生上の措置等を行い、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

（広島県水道広域連合企業団）

（ウ）市は、市民に対し、新型インフルエンザ等の発生時における社会機能の維持に向けて、次の取組みを心がけるよう周知します。

（医療保健課、経営戦略チーム、廃棄物対策課、水道広域連合企業団、関係各課）

・家庭での食料品等の備蓄に補充が必要な場合、十分に感染予防を行った上で補充する。また、買い占めを行わないなど適切な行動に努めること。

・電気、ガス等の燃料資源や水道について、衛生確保のための利用を優先し、不要不急の使用を抑制し、消費節減に努めること。

・ごみの発生の抑制に努めること。

ウ　市役所機能の維持

（ア）市は、感染まん延時における市役所機能の維持のため、職員の健康管理を徹底するとともに、可能な範囲で業務の縮小等に向けた準備を行います。また、業務継続計画に基づき、出勤可能な職員の数に応じて業務を継続します。また、外郭団体、事業委託事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、業務の縮小を要請します。

（イ）市職員が感染した場合にあっては、市民へのお知らせや、事務室の消毒等の対応を適切に行います。　（全庁）

参考資料

用語集

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の４第１項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協定	感染症法第 36 条の３第１項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症指定医療機関	県・市行動計画においては、感染症法第６条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第１項に規定する医薬品（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第２条第１項に規定する医薬品）、医療機器（同条第４項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の３第１項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか１つ以上の医療措置を実施する。
業務計画	特措法第９条第１項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画

居宅等待機者	検疫法第 14 条第１項第４号及び第 16 条の３第１項（これらの規定を同法第 34 条第１項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長より、居宅等での待機要請を受けた者。又は、検疫法第 14 条第１項第３号及び第 16 条の２第２項（これらの規定を同法第 34 条第１項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長より感染したおそれのある者に対し、一定期間（当該感染症の潜伏期間を考慮して定める期間)、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた者
緊急事態宣言	特措法第 32 条第１項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること
緊急事態措置	特措法第２条第４号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の３第１項又は第２項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること
健康監視	検疫法第 18 条第２項（同法第 34 条第１項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の２第３項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の３第１項（感染症法第 44 条の９第１項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成６年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。

検査等措置協定	感染症法第 36 条の６第１項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年４月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具（PPE）	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
コールセンター	新型インフルエンザ等感染症について、ワクチン接種に関する手続きや対象者等に関する一般的なお問い合わせ窓口となるコールセンター
指定（地方）公共機関	特措法第２条第７号に規定する指定公共機関及び同条第８号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点区域	特措法第 31 条の６第１項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域
住民接種	特措法第 27 条の２の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第６条第３項の規定に基づき実施する予防接種のこと
シリンジ	県・市行動計画においては、ワクチンを接種するために用いる注射器の筒部分のこと
新型インフルエンザ等	感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第６条第９項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 県・市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	新型インフルエンザ等の発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、全閣僚が出席する会議 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について（平成 23（2011）年９月 20 日閣議口頭了解）」に基づき開催
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態

新型コロナ	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２（2020）年１月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの
新型コロナウイルス感染症	感染症法第６条第７項第３号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口
相談窓口	国や県が設置するワクチン施策の在り方等に関するお問い合わせや、接種後副反応等に関するお問い合わせ窓口など
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
対策本部	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。 ※政府が特措法第 15 条第１項に基づき設置する本部は、政府対策本部という。県が特措法第 22 条第１項に基づき設置する本部は、県対策本部という。市町村が、特措法第 34 条第１項に基づき、緊急事態宣言がなされたときに設置する本部は、市町村対策本部という。
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第４条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針
地方衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特措法	県・市行動計画においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第２条第２号の２に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第１条に規定するもの

特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第１条に定める市）及び特別区
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度（血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合）を測定する医療機器
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン
広島県感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の２に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織
広島県感染症予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
ひろしま CDC	広島県では、平成 21（2009）年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験等を踏まえ、行政としての「判断機能」、県立総合技術研究所保健環境センターの「検査機能」、感染症・細菌学・疫学等の外部専門家を登用した「分析機能」を有する全国初の都道府県型 CDC として設置した広島県感染症・疾病管理センター。
フレイル	加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態のこと。適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能とされている。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスをもとに製造されるワクチン
保健環境センター等	県・市行動計画においては、広島県保健環境センター、広島市衛生研究所、呉市保健所、福山市保健所の検査部門のこと

まん延防止等重点措置	特措法第２条第３号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の８第１項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第６条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防投与	新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction の略） DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ

東広島市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月6日

条例第2号

(目的)

第1条　この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、東広島市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条　新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2　新型インフルエンザ等対策副本部長(第4項において「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3　新型インフルエンザ等対策本部員(次項並びに第4条第2項及び第3項において「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4　対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5　前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条　本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2　本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条　本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3　部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条　この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、法附則第1条に規定する政令で定める日から施行する。